

令和8年度土壤環境研修実施要綱

環境省環境調査研修所

1. 目的

土壤環境行政においては、土壤の汚染状況の把握や汚染の除去等の措置を着実に実施することにより、人の健康被害を確実に防止することが重要である。

このため、本研修は、国及び地方公共団体等において土壤汚染対策に関する業務を担当している職員を対象として、土壤汚染対策法等の法制度の習熟や、調査・措置に係る専門的知識の習得及び実践的な経験の蓄積を目指すとともに、全員合宿による研修生間の交流を通じて相互啓発及びネットワーク形成を図ることを目的として実施する。

2. 期間及び会場

(1) 期間： 令和8年10月13日（火）～10月16日（金）まで（4日間）

※期間中は全員合宿制。

(2) 会場： 環境調査研修所 〒359-0042 埼玉県所沢市並木3-3

TEL 04-2994-9766

3. 教科内容 3頁のとおりとする。

4. 研修予定人員 90名程度

5. 研修を受ける資格

次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 国及び地方公共団体等において、土壤及び地下水環境保全に関する業務を担当している職員、又は環境省において実務修習中の環境行政実務研修生。

(2) 研修受講に支障のない健康状態にある者。

(3) 所属長の推薦を受けた者。

6. 研修生の推薦方法

所属長は、研修生を推薦する場合、別紙「被推薦者名簿」を令和8年7月31日（金）までに環境調査研修所に提出すること。送付は電子での提出を基本とし、その際、環境調査研修所所長あての文書は要さない。

なお、2名以上推薦する場合、被推薦者名簿に推薦希望の順位を示すこと。

【提出先】環境調査研修所教務課：KYOMU_KA@env.go.jp

7. 行政事例等の作成

研修生や所属自治体が日々抱えている問題事例を共有し、事例と問題の理解を深め、情報を交換し、問題解決の糸口を探る等により、今後の業務遂行に資するとともに、研修生相互の啓発、交流を図ることを目的として行政事例研究を実施する。

研修生決定後に、研修生に様式を送付するため、指示に基づき作成した行政事例を期日までに環境調査研修所あてに提出させること。なお、詳細や期日等については別途連絡する。

8. 被推薦者が定員を超えた際の調整方法

- ・ 同じ推薦機関で2名以上の希望があった場合、推薦希望順位を留意し、調整する場合がある。
- ・ 定員を超えた場合、地方公共団体を優先する場合がある。
- ・ 被推薦者数を調整するにあたっては、過去の受講実績などを考慮する。

9. 研修生の決定

環境調査研修所所長は、6の推薦に基づいて研修生を決定の上、推薦者にその旨を通知する。

10. 修了証書の交付

受講の状態（修了または未修了）については、研修終了後所属長に通知する。なお、所定の課程（原則として1割以上欠課した者を除く。）を受講した場合に修了とする。また、修了した場合、修了証書（電子データ）を交付する。

11. 経費

往復に必要な旅費及び滞在費は所属長の負担とする。

ただし、環境省の職員については、以下の負担とする。

環境専門調査員：所属が負担。

それ以外の職員：環境調査研修所が負担。

なお、環境調査研修所における宿泊費は無料だが、別途、滞在費として必要な食費、雑費等を徴収する。

12. 日程について

別添2「令和8年度土壤環境研修日程表」のとおり。

13. その他

「研修受講ガイドブック」（研修受講に当たっての留意事項に関する情報）を環境調査研修所ホームページ（<https://neti.env.go.jp/train/guidebook.html>）に掲載しておりますので、ご参照ください。

なお、以下のQRコードからもアクセス可能です。



I 土壤環境行政を巡る課題と対策に当たっての基本的な考え方を理解する。

1. 土壤環境行政の現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1時間 20分
我が国の土壤環境行政が直面する課題とその解決に向けた基本的な考え方及び土壤汚染対策法についての理解を深める。
2. 土壤汚染対策法の見直しの検討状況改正土壤汚染対策法・・・・・・・・・・・・ 1時間 30分
令和6年度より土壤制度小委員会にて検討が進められている土壤汚染対策法の見直しに係る検討状況を理解するとともに、平成31年4月に全面施行された改正土壤汚染対策法の内容について理解するとともに、汚染土壤に関するリスク管理の考え方について理解を深める。
3. 土壤汚染対応事例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 0時間 45分
過去の対応事例を通じて、土壤汚染対策法における地方公共団体の役割及び実務を理解する。

II 土壤の汚染状況の把握や汚染の除去等の措置を理解する。

4. 土壤汚染状況調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2時間 00分
土壤汚染状況調査の規定について習熟するとともに、調査に係る留意事項等の法の運用に当たって必要な知識を習得する。
5. 模擬審査①（調査報告書の審査）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3時間 40分
調査報告書の模擬的な審査を行い、実践的な経験を蓄積するとともに、審査のポイントを体得する。
6. 汚染の除去等の措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2時間 00分
汚染の除去等の措置の規定について習熟するとともに、措置に係る留意事項等の法の運用に当たって必要な知識を習得する。
7. 模擬審査②（措置計画書の審査）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3時間 40分
措置計画書の模擬的な審査を行い、実践的な経験を蓄積するとともに、審査のポイントを体得する。

III 知識の定着と問題解決能力の向上を図る。

8. 行政事例研究・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7時間 30分
土壤汚染対策における様々な問題について、研修生間で討議を行い、問題解決の方向を探ることを通じて、相互の啓発、交流を図り、今後の業務遂行に資する。

IV その他

9. その他（開・閉講式、オリエンテーション等）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 0時間 45分

合計時間 23時間 10分

（注）

- 都合により一部変更になることがあります。
- 開講式は10時00分から行いますので、9時30分までに入所してください。
- 最終日の閉講式終了時刻は13時00分頃を予定しておりますが、講義時間の延長等により若干遅れる場合があります。
- 帰路の航空機、列車等の都合により、講義や閉講式等を欠席することは認めません。